

# 生徒心得

## 第1 服装規定

### 1 制服（一切の改造・変型は認めない）

（1）冬制服（学校指定）※「スクールセーター」は必要な生徒のみ購入可。

ア I型：「ブレザー」、「カッターシャツ（後ろに記名欄入り）」、「ネクタイ」、「スラックス」

イ II型：「ブレザー」、「カッターシャツ（右前に記名欄入り）」、「ネクタイ」、「スカート」

※タイツを着用しても良い。ただし、黒の無地とし透ける生地や柄のあるものは禁止する。

### （2）夏制服（学校指定）

ア I型：「サマーシャツ（後ろに記名欄入り）」、「スラックス」

状況により、長袖シャツ（ネクタイ着用）を認める。ただし、生徒指導部の許可を受けること。

シャツの下に着用するものは、白の無地とする。ただし、胸付近のワンポイントは可。

イ II型：「ブラウス」、「スラックス」、「スカート」

状況により、長袖シャツ（ネクタイ着用）を認める。ただし、生徒指導部の許可を受けること。

ブラウスの下に着用するものは、華美でない無地とする。ただし、胸付近のワンポイントは可。

### （3）移行期間（5月、10月）について

「半袖シャツ」、「長袖シャツ（ネクタイ着用）」、「スクールセーター」、「ブレザー」のいずれかを着用をする。ただし、式典はブレザーを着用すること。

### （4）インナーシャツについて共通事項

ア 体育服は不可。

イ ハイネック等シャツやブラウスの外にはみ出るものは不可。

## 2 通学靴・靴下

### （1）通学靴は華美でないものとし、かかとの高いもの、サンダル類、ブーツ類等は禁止する。

靴下は、くるぶしが隠れ、かつ膝より下の長さとする。色は白・黒・紺色の無地であるがワンポイントまでは認める。（※ワンポイントは、靴下の内と外にポイントがあるものは認めるが、ラインは認めない。）

### （2）式典は以下の通りとする。

ア 式典：黒・紺色の靴下

イ 入学式：黒・紺色の靴下

ウ 卒業式：黒・紺色の靴下、黒のタイツ着用可

## 3 防寒着（登下校時のみ）※12月～3月の期間

### （1）部活動で使用しているものや各自準備できるジャンパー等（柄や文字の大きさなどが華美でない制服に合うもの）の着用を許可する。交通安全面を考慮して、膝丈より短いものを着用する。

### （2）ジャンパー等を着用する場合は、必ず制服（ブレザー）の上から着ること。

### （3）マフラー等の使用については、通学時のみ使用できる。

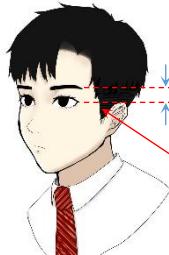
## 4 部活動（休日）の登下校時の服装

体育服か部活動で揃えているものまたは学校名が記載してあるものとし、下衣は顧問が認めている練習着または移動着とする。ただし、原付バイクにおいては安全面を考慮し、長袖長ズボンを着用する。原付バイク通学生は指定のジャンパーを着用すること。

## 第2 頭髪規定

### 1 男子

眉・シャツの襟・耳にかかるない長さとする。また、もみあげの長さは耳の中心までの位置とする。

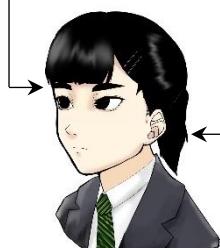


ツーブロック等の髪型は、露出部は2cm以内

ツーブロック等の髪型は、横の刈り上げ部の長さは6mm以上  
刈り上げの場合は、横の長さは3mm以上

### 2 女子

目にかかるない長さ（目にかかったら切るか、かからないように留める。  
※ピン等は飾りのない黒を使用すること。



肩につく長さとなる場合は、常に束ねること。

※髪を束ねるゴム等は、飾りのない黒・紺・茶を使用すること。

### 3 髪の毛の加工・変形は禁止する。(パーマ・染色・脱色 等)

### 4 禁止事項

- (1) ピアス・ネックレス・アクセサリーおよびそれに類するものは禁止とし、ピアス用の身体への穴開けは行わない。
- (2) 化粧及び眉やまつげ等の加工やそれに類する行為は禁止する。
- (3) 爪への装飾（つけ爪・ネイルアート等）は禁止する。
- (4) カラーコンタクト・ヘアエクステンション等の使用は禁止する。

### **第3 携帯電話等に関する規定**

#### **1 規定**

(1) 持ち込み可。下記の事項を厳守し、指導には素直に従うこと。

ア 校内では電源を切り、使用しないこと。

イ 盗難被害に十分注意すること。

#### **2 指導内容**

##### **(1) 校内・敷地内での使用**

7日間の預かり（保護者保管）とする。ただし、考査等での携帯電話等の使用は不正行為と同様とみなし、全科目〇点及び特別な指導（規定）とする。

##### **(2) 自転車等乗車中の使用**

7日の預かり（保護者保管）とする。ゲーム機等も同様とする。

イヤフォン・ヘッドフォンの使用については、別途指導する。

3 携帯電話等を用いた「いじめ」、「誹謗中傷」、「脅迫恐喝」、「人権を侵害する又は名誉を棄損する言葉や画像等のアップロード」等、犯罪並びに人権を侵害する行為をしない。

## 第4 通学・交通規定

### 1 自転車通学

- (1) 十分整備され、安全面を考慮した以下の項目を満たし、学校での点検に合格したものを使用する。
- ア ベルの取り付け
  - イ 前後に泥除けの取り付け
  - ウ 後方反射板の取り付け
  - エ 前方ライトの取り付け（自光式・ハブ発電式）
  - オ ゾーロック以上の錠の取り付け
  - カ ハブステップの取り付け禁止
  - キ ハンドルはドロップ及び変形ハンドル等は禁止
- (2) 自転車保険に加入及び防犯登録を済ませていること。
- (3) 以上の条件を満たし、自転車通学願が出された生徒に許可する。
- (4) 車体後方の泥除け部分に本校指定のステッカーの貼付を行う。  
(ステッカーは学校で実施する自転車点検の時に配布する)
- (5) ヘルメットを着用するよう努める。

### 2 原付バイク通学

- (1) 生徒の通学状況に応じて、学業に支障を來さないよう許可するものである。
- ア 2種類の許可条件（特別許可・部活動許可）があり、条件を満たした生徒に通学生としての許可を出す。
  - イ 身体状況など特別に考慮を要する場合は、別途検討する。
- (2) 通学許可について

#### ア 許可条件について

	免許取得可能時期	通学距離 (学校～自宅)
一般許可	1学年・2学期以降	10km以上
部活動許可	1学年・2学期以降	7km以上 (女子の距離は不問)

※保護者・担任の許可を必ず得ること。（部活動許可の場合は顧問の許可も必要）

※バイク通学願を必ず提出する。

※免許取得は係の連絡後、学校で指定した日（長期休業中（夏期・冬期・春期））に取得する。

※1学期始業日の前日までに免許を取得できる者は1学期から、2学期始業日の前日までに免許を取得できる者は2学期から、3学期始業日の前日までに免許を取得できる者は3学期から通学の許可をする。

※無断で免許を取得しない。

#### (3) 部活動許可について

- ア 部活動に真面目に取り組んでいること。（マネージャーを含む）
- イ 部顧問の特別許可を得た生徒。
- ウ 部活動を退部した場合は、許可を取り消す。
- エ 活動状況が、週に4日以上、平日の練習時間が約2時間以上の場合許可をする。

### 3 原付バイク通学生の共通規定

- (1) 許可された条件を満たさなくなった場合は、許可を取り消す。
- (2) 使用するバイクが十分整備されていること。
- (3) 交通ルールを遵守し、交通法規に則った運転を行うこと。
- (4) 学校指定(バイク通学生用)のオレンジジャンバーを必ず着用すること。
- (5) ヘルメットは必ずフルフェイスを着用すること。(校章の反射テープを貼る)
- (6) ナンバープレートの下に通学許可証(プレート)を取り付けすること。
- (7) 任意保険に加入すること。
- (8) 午前8時20分までに校門を通過すること。
- (9) 生活面でも指導を受けないこと。
  - ア 服装頭髪検査指導において不合格の場合、一時中断する場合がある。
  - イ 指導を受け改善の見込みが無いと判断された場合は許可を取り消す。
- (10) 通学に使用するバイクはスクータータイプのバイクを使用すること。
  - (ギア付きのバイクは安全面を考慮し許可しない。)
- (11) 免許保有者は学校が指定した時期に「運転記録証明書」を取得する。
- (12) 違反や事故を起こした場合、学校が指定した日に自動車学校で1時間の交通安全講習を受講する。その費用(1,000円+税)は生徒負担とする。

### 4 免許取得

- (1) 原付バイクについて(通学以外で使用する場合)
  - ア 1年次は、通学以外の目的で免許は取得できない。
  - イ 2年次夏休み以降は、原付免許取得願が提出された生徒に限り、長期休業期間中(夏休み・冬休み・春休み)の取得を許可する。
  - ウ 免許保有者は学校が指定した時期に「運転記録証明書」を取得させる。
  - エ 違反や事故を起こした場合、学校が指定した日に自動車学校で1時間の交通安全講習を受講する。その費用(1,000円+税)は生徒負担とする。
- (2) 普通車および準中型・自動二輪について
  - ア 自動車学校の入校は原則3年次の2学期期末考査最終日からとする。(ただし、早期入校を認める場合がある)入校については所定の用紙に記入の上、担任および生徒指導部交通係の許可を受けるものとし、運転免許取得は卒業後とする。
  - イ 許可なく取得した者については発覚した直ちに保護者召喚し免許証を卒業まで学校で預かる。免許取得途中の者については発覚した直ちに保護者召喚し中止させる。

### 5 交通違反・事故

- (1) 違反項目を次の通りとする。
  - ア 道路交通法等違反
  - イ 無断免許取得、無断バイク(四輪)通学、自動二輪及び四輪同乗(保護者を除く)、ナンバー曲げ・マフラー改造等の悪質な改行為
- (2) 違反・事故者は事情の如何を問わず直ちに学校に届けること。
- (3) 指導内規の詳細については別途通知します。

## 6 その他

- (1) 使用するバイクは、十分整備され、改造等は絶対にしないこと。(ハンドル・マフラー等)
- (2) ヘルメットは必ずフルフェイスを着用すること。
- (3) 道路交通法を理解し安全運転を心がけること。
- (4) 使用するバイクはスクーターのバイクを使用すること。  
(ギア付きのバイクは安全面を考慮し許可しない。)
- (5) 休日及び長期休業期間中(夏休み・冬休み・春休み)の校内への乗り入れは、原付特別登校願が提出された生徒に限る。原付特別登校願が未提出の生徒は事故発生時に保険の対象外となるため、バイクでの通学はできない。また、バイクを近隣に停めての登校をしないこと。
- (6) 校内では安全確保のためエンジンを切り、バイクを押して移動すること。

## 第5 校外生活の注意

- 1 校外の生活では、自己の品位と学校の名誉を自覚し、自主的で良識ある行動をするよう指導しておりますので、御家庭でも御協力ください。
- 2 次のような行為が絶対にないよう、日頃から注意してください。

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用 (シンナー、覚せい剤等)  
※飲酒においては、ノンアルコール飲料を含む (ノンアルコール商品の飲酒同席も含む)  
※喫煙においては、電子たばこ及び類似するものも含む (ニコチンが含まれなくても適用)  
※同席においても飲酒、喫煙、薬物乱用と同様に指導する
- (2) 暴力脅迫行為、器物破損
- (3) 窃盗、その他の破廉恥行為
- (4) 凶器、その他高校生としてふさわしくない物品の所持
- (5) 火遊び、火薬、銃砲所持
- (6) 未成年者の立入り禁止上場所 (カラオケ、パチンコ、クラブ、スナック、質屋等)への出入り
- (7) 交通規則 (学校交通規定も含む) 違反行為
- (8) 社会的非難を浴びるような男女交遊
- (9) 無断アルバイト
- (10) 深夜徘徊 (22時以降の外出禁止)、外泊
- (11) インターネット等不正使用、不適切な書き込み等
- (12) 自動車学校無断入校 (自動車、自動二輪)
- (13) 無断免許取得 (原付、自動二輪、自動車)
- (14) 四輪及び自動二輪への同乗 (3親等以外)

- 3 外出先で事故にあった場合(恐かつ・暴行・交通事故等)には必ず「110」番に通報し、その後直ちに学校または学級担任に連絡するよう御指導ください。